

議案第 75 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 11 月 28 日

提出者 あきる野市長 中 嶋 博 幸

提案理由

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の公布に伴い、罰則や人の資格に関する規定を整備する必要がある。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（あきる野市職員の分限に関する条例の一部改正）

第 1 条 あきる野市職員の分限に関する条例（平成 7 年あきる野市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「禁この刑」を「拘禁刑」に改める。

（あきる野市職員の給与に関する条例の一部改正）

第 2 条 あきる野市職員の給与に関する条例（平成 7 年あきる野市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 21 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（あきる野市消防団に関する条例の一部改正）

第 3 条 あきる野市消防団に関する条例（平成 7 年あきる野市条例第 130 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（あきる野市情報公開条例の一部改正）

第 4 条 あきる野市情報公開条例（平成 9 年あきる野市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（あきる野市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正）

第 5 条 あきる野市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 12 年あきる野市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（あきる野市行政不服審査会条例の一部改正）

第 6 条 あきる野市行政不服審査会条例（平成 28 年あきる野市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第7条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(あきる野市生物多様性保全条例の一部改正)

第7条 あきる野市生物多様性保全条例（平成29年あきる野市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第25条及び第26条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(あきる野市個人情報保護条例の一部改正)

第8条 あきる野市個人情報保護条例（令和4年あきる野市条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第5項及び第6項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(あきる野市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第9条 あきる野市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年あきる野市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第54条から第56条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日（令和7年6月1日）から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（有期のものに限る。以下「懲役」という。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(あきる野市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後のあ

きる野市職員の給与に関する条例第21条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。